



令和6年3月1日

東京都知事 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会
会長 新美 育文



東京都情報公開条例第39条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年1月11日付5主課課第176号により、当審議会に対して諮問された「地方税の賦課事務（個人事業税） 特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

「地方税の賦課事務（個人事業税） 特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「地方税の賦課事務（個人事業税） 特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

なお、次期税務基幹システムによる地方税の賦課徴収に関する事務全般については、評価書番号31により既に特定個人情報保護評価を終えたところである。ただし、次期税務基幹システムは令和9年1月に稼働を開始する予定のため、それまでの間は、現行システムにより地方税の賦課徴収事務を行う。現行システムにおける評価対象事務については、所定の時期を迎えるものから、順次評価の再実施を行う。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、地方税の賦課事務（個人事業税）（以下「本件事務」という。）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置をおおむね講じていると認められる。

その上で、なお留意が必要な事項等について、次のとおり意見する。

1 委託の取扱いについて

- (1) 本件事務が数百万人の納税義務者の情報を取り扱っており、大規模な業務と言えることに鑑みると、本件事務について委託の必要性は高いと考えられる。一方、委託は情報の漏えい等のリスクが高まる要素でもあることを踏まえた対応が必要である。
- (2) 本件事務については、受託者から必要な報告がなされているなど、管理監督の現状は適正であることが確認できた。加えて、受託者が直接特定個人情報を取り扱うこととなる、個人事業税の賦課に係る資料の複写事務の委託については再委託しないこととされるなど、リスクが軽減されていることが確認できた。

(3) 他方、他の自治体の税務事務において、委託元に無断での再委託や委託先からの情報の漏えい等が発生していることから、納税者の不安を払拭するためにも、都でも引き続き厳格かつ的確な管理監督に努めること。

2 適正利用の徹底・啓発等について

本件事務については、特定個人情報を取り扱うことが法令上認められており、その使用者数は 500 人以上と、他の事務と比較しても大規模である。

住民基本台帳ネットワークシステムの検索を行う事務については、現状において、個人番号を表示しないよう運用されていることは確認できたが、当該運用の具体的な手法等について都職員に明示することなども検討し、適正利用の更なる徹底に努めること。

申告書の受領事務等その他の事務においては、税務情報の一部として特定個人情報を取り扱うことがあるとのことである。当該情報に特定個人情報が含まれていることを改めて職員が確認する機会を設け、注意喚起を行うなど、安全管理措置の徹底に努めること。

また昨今、内部不正による情報の漏えいや個人情報関連の事故が全国的に多数報じられていることを踏まえた対応が必要であることから、引き続き本件事務に係る監査等を適正に運用するとともに、研修の内容を充実させるなど、より効果的な啓発手法の検討に努めること。

3 紙媒体の取扱い及び保管について

本件事務については、今後も継続して多量の特定個人情報を紙媒体で取り扱うことが見込まれている。紙媒体の取扱いは、紛失・漏えい等を引き起こす可能性が高いプロセスであることから、引き続き、こまめな枚数確認や、廃棄委託に際しての都職員の立会い等、紙媒体の取扱い及び保管についての厳格な運用管理に努めること。

4 外部記録媒体の取扱いについて

本件事務については、今後も継続して多量の特定個人情報を外部記録媒体に保管し、運搬することが見込まれている。外部記録媒体は、大容量のデータを記録できる一方、一度の紛失等により大量の情報漏えい等が発生するリスクがある。

引き続き、媒体を授受する際の双方確認、保管中の確実な施錠、速やかかつ完全なデータ削除、以上の実施手順を遵守することを都職員及び受託者に教育するなど、厳格な運用管理に努めること。

5 評価書等の点検・整備・活用について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
令和6年1月11日	諮問
令和6年1月18日、24日及び2月2日	本評価書案概要説明・審議 (第81回特定個人情報保護評価部会)
令和6年2月15日	審議(第82回特定個人情報保護評価部会)
令和6年3月1日	「地方税の賦課事務(個人事業税) 特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、西貝 吉晃